

子供空手スクール細則

東京ドームグループ 子供空手スクールの会則に基づき、指定管理者は以下の通り細則を定めます。

第1条〈会員種類〉

空手スクール会員は以下の2コースとなります。

- ・週1回コース
- ・週2回コース

第2条〈会費〉

- ・週1回コース 7,700 円
- ・週2回コース 8,800 円
- ・休会1ヵ月 1,650 円 ※表記は全て税込

第3条〈会費の支払い〉

支払い方法は、利用月の前月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日に振り替え）に口座振替となります。

第4条〈対象〉

スイミングスクールの対象年齢は以下の通りとなります。

コース	対象
幼年・小学生	満3歳～小学生
少年・少女	満4歳～中学生

第5条〈空手スクール開催時間〉

空手スクールの開催時間は以下の通りとなります。

コース	時間	曜日
幼年・小学生	15:30～16:20	火・金
少年・少女	16:30～17:30	火・金

第6条〈休講日〉

1 館内整備、補修、その他指定管理者の都合によりやむを得ず臨時に休講させていただく場合もございます。この場合は事前に施設内に掲示してご通知いたします。

第7条〈定員制〉

- 1 各コース定員制を設けております。
- 2 年齢達成によるコース変更は、事前に変更届をご提出ください。

第8条〈振替制度〉

- 1 振替制度を設けております。振替希望日の前日までにお申し込みください。
- 2 振替回数は、以下のとおり定めます。ただし、一度お申し出いただいた振替日を変更する場合は、振替日のスクール開始前までにご連絡いただいた場合のみ、一回限り変更が可能です。
週1回コース：振替回数月1回
週2回コース：振替回数月2回
- 3 振替期間は、翌月の7日までとします。ただし、当月末日に退会する場合は、翌月以降会員資格を喪失いたしますので、振替期間は当月末日までとします。

第9条〈ロッカー利用〉

会員は、スクールに参加している時、必ず施設のロッカーを使用し、使用しているロッカーの鍵の管理をします。指定管理者は、会員の荷物管理の責任を負わないものとし、会員もこれについて何らの異議を申し出ることはできません。

第10条〈改正〉

指定管理者は、必要と認めた場合、諸規則の改定を行うことができます。なお、改定を実施する場合、軽微な改定にとどまるときは、その内容を本施設内における掲示により告知し、そうでないときは、会社は1ヵ月前までに本施設内における掲示及び本施設のウェブサイトにて告知することとし、改定後は、全会員に適用されるものとします。

施行日：第1改正	平成25年3月1日
第2改正	平成26年3月31日
第3改正	平成30年6月30日
第4改正	平成31年4月1日
第5改正	2021年4月1日（西暦表記に変更）
第6改正	2023年9月1日
第7改正	2024年10月1日
第8改正	2024年11月30日
第9改正	2025年4月1日
第10改正	2026年7月1日